

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： バングラデシュ国チッタゴンーコックスバ
ザール道路整備事業準備調査

案件番号： 190108

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年5月8日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年5月8日（水）

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国チッタゴンーコックスバザール道路整備事業準備調査

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年7月中旬 ～ 2020年7月中旬

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年5月22日（水）12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（窓口を宛先として CC : prtm1@jica.go.jp を追加してください。）

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

注3）メールタイトルに、公示日・公示案件名を必ず記載してください。具体的には、「5月8日公示案件バングラデシュ・チッタゴンーコックスバザール道路整備事業準備調査にかかる質問」としてください。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年5月31日（金）12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - b) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - c) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - d) その他（以下に記載の経費）

現地で再委託を想定する各種業務（本説明書第3章 P.29 関連）

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。
 - a) 本邦招へいにかかる直接経費（国内事業費）： 500千円
 - b) 現地再委託費（再委託費）： 61,000千円
 - 交通量調査 11,000千円
 - 自然条件調査 25,000千円
 - 環境社会配慮関係業務 25,000千円

注) 上記の定額で想定される業務量（すなわち特記仕様書（案）の内容）を大幅に超える提案を行う場合であっても、プロポーザルでの提案は特記仕様書案の範囲を大きく逸脱しないものとし、それを上回る提案内容とそれに対する見積金額（見積書とは別に分けて見積ること。）については、見積書に同封（密封）して提案すること。当該提案については、契約交渉

において、協議の対象とします。

4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

東京⇒バンコク⇒ダッカ（タイ国際航空）

東京⇒シンガポール⇒ダッカ（シンガポール航空）

5) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限しているため、宿泊料については、一律13,500円（税抜き）として計上してください。

なお、バングラデシュ国内の宿泊先の制限が解除される等、状況の変化があった場合、継続契約（契約履行期間を分割して個別に契約書を締結する場合において、状況の変化後に新しく契約書を締結する場合）においては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」に基づく宿泊料の積算を求めることがあります。

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	40%以下

をもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年6月12日（水） 15時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 109会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年6月21日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取

得済の資料のみで構いません)。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト(所属先、学歴等の情報を含む。)を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があっ

た場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、評価結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書（案）

1. 本業務の背景

バングラデシュ人民共和国では、過去10年以上に亘る年率6%強のGDP成長に伴い交通需要が拡大する中、全交通の8割を占める道路セクター開発が経済成長上重要な位置を占めている。当国の道路マスタープラン（2009年）では、ダッカからチッタゴンを経てコックスバザールに至る国道1号線（N1）は、主要都市を結ぶ最も重要な幹線道路に位置付けられている。しかし、N1のチッタゴン以南の区間は片側1車線道路で、特に市街地区間では幅員が狭いうえ、十分な幅の路肩も存在しないことから、同一車線上にリキシャや自動車等の複数の交通モードが混在している。そのため、走行速度が低下するとともに、バスやリキシャの乗客の乗降が車道上で行われること等により交通渋滞及び交通安全上の問題が生じている。

さらに、円借款によりコックスバザール県に建設支援中のマタバリ港は2024年3月に開港予定であり、アクセス道路は2024年12月にN1と接続予定である。同港の貨物需要を喚起するためには、港から最大消費地・生産地であるダッカやチッタゴンへの円滑な交通の確保が必要不可欠であるが、中でもN1は同港からチッタゴンやダッカに向けた貨物輸送の要衝となる。マタバリ港開発事業準備調査（2018年）では、N1が改修されない場合、マタバリ港からチッタゴンまでのN1上の経路の所要時間は、2017年の123分から2035年には438分まで増加すると予測されている

当国政府の「第7次五か年計画」（2016/17～2020/21年度）、「道路マスタープラン」（2009年）等各種政策では、経済成長目標達成のために道路の質及び交通安全の向上が掲げられており、N1の改修は優先事業として位置づけられている。当該事業は、N1のチッタゴンーコックスバザール区間のボトルネックとなる区間を整備し交通の円滑化と交通安全の向上に貢献するものであり、これら政策と合致する。

また、アジア開発銀行（ADB）は2014年にN1のチッタゴンーテクナフ間の拡幅事業のFeasibility Study(F/S)及びDetailed Design(D/D)(Consultancy Services for Feasibility Study and Detailed Design of Roads and Bridges under SRTPPF (Roads - Package 2))を実施した。現時点で事業化には至っていないものの、同調査結果を踏まえ、2017年6月に結ばれた日本政府と当国政府間のPPP事業に係る覚書に基づき、PPP事業として事業化が検討されている。

本事業はPPP事業で検討されている全線拡幅のうち、ボトルネック区間の整備のみを円借款で実施することを想定しているものであり、本調査は、当該事業の事業計画、事業費積算、事業実施体制、運営・維持管理体制の検討、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

チッタゴンーコックスバザール道路整備事業

(2) 事業目的

国道1号線（N1）のチッタゴンーコックスバザール間の主要混雑区間を整備することでマタバリ港の道路アクセスと交通安全の改善を図り、もってマタバリ港の利用促進と沿線地域の経済発展に寄与するもの。

(3) 事業概要

N1において以下の整備を行うことを想定。

- ・ パティヤ、ドハザリ、ロハガラ：4車線のバイパス道路建設
- ・ ケラニハット：4車線のフライオーバーの建設
- ・ マタバリ港アクセス道路と N1 の接続部分：立体交差による交差点改良及びチャカリア市街地を迂回する4車線のバイパス道路の建設。

(4) 対象地域

チッタゴン管区チッタゴン県及びコックスバザール県

(5) 関係官庁・機関

道路交通橋梁省 道路局

(Roads and Highways Department, Ministry of Road Transport and Bridges: RHD)

(6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

- ・ クロスボーダー道路網整備事業（バングラデシュ）（円借款：286.98億円、2015年）
- ・ 橋梁維持管理プロジェクト（技術協力：2.5億円、2015年）
- ・ マタバリ港開発事業(E/S)（円借款：26.55億円、2018年）

3. 調査の目的

「チッタゴンーコックスバザール道路整備事業」について、当該事業の目的、概要、事業費積算、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制の検討、環境および社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

4. 主な相手国調査対象機関

道路交通橋梁省 道路局(RHD)、道路交通高速道路局(Road Transport and Highways Division, RTHD)、首相府PPP庁(PPP Authority, Prime Minister's Office)等

5. 調査対象地域

チッタゴン管区チッタゴン県及びコックスバザール県

6. 調査の範囲

本業務は、チッタゴンーコックスバザール道路整備事業について、「3. 調査の目的」を達成するため、「7. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「8. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成し、発注者に対し説明・協議の上、提出するものとする。

原則として、当機構がバングラデシュ側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

7. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、バングラデシュ側関係機関への一方的な提案とならないように、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、バングラデシュ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 支援対象区間の選定方法
- b) 整備方式（フライオーバー、バイパス道路建設等）の最適案の選定方法
- c) 調達・施工方法
- d) 概略事業費
- e) 事業実施機関の実施能力
- f) 運営／維持・管理体制
- g) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(3) 既存の調査

2014年にアジア開発銀行（ADB）の支援により本事業の支援対象区間を含む国道1号線のチッタゴンーテクナフ間の既存道の拡幅事業のFeasibility Study (F/S) 及び詳細設計が実施済みであり、チッタゴンーコックスバザール間の主要なボトルネックとして、パティヤ、ドハザリ、ケラニハット、ロハガラ、チャカリアの5地点が挙げられ、パティヤとドハザリにおいてはフライオーバー、残りの3地点においてはバイパス道路を建設することが提案されている。

同調査は、2024年に開港予定のマタバリ港を往来する交通量の増加等が考慮されていないことから、本調査では、まず、港湾開港後の交通量の変化を十分に考慮した上で同調査結果をレビューし、各地点の整備の必要性・優先度、及び整備方式の代替案（フライオーバー・バイパス道路の選択及び経路の選択）検討を行い、バングラデシュ政府機関及び機構に提案し、合意を得る。そのうえで、同提案に基づき、概略設計及び事業費の積算を行う。

(4) 隣接するPPP事業との関係・調整

バングラデシュ政府は、ADBが支援したF/Sをもとにチッタゴンーコックスバザール間における既存道の改善をPPP方式で実施する計画を有しており、日本政府との覚書の下で事業化が検討されている。バングラデシュ側実施機関であるPPP

庁及びRHDは、PPP方式での事業化を実現すべく、新規F/Sを実施中（2019年10月完成予定。Bangladesh University of Engineering and Technology (BUET) が受注）。本事業で整備予定のフライオーバーやバイパス道路はPPP事業で改善される道路上に位置するため、両事業の道路規格や工事スケジュールを調整する必要がある。交通需要予測等の両事業に共通する調査項目については重複がないように調整する必要があるほか、設計基準等についても本調査を実施するコンサルタントとBUETとの間で調整が必要となる。かかる調整はRHDが実施予定であり、調整に必要な情報共有をRHD及びBUETに行うこと。

また、PPP事業の実施は現時点で調整中であるため、本事業の計画検討にあたっては、本事業単独でも十分な事業効果が発現する計画を提案すること。

（5）環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月)）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに分類されている。バングラデシュの関係法令及びJICA環境ガイドライン（2010年4月）に基づき、必要な調査・手続きを行う。

また、事業対象地や占有者の調査を行う際には、ジェンダーに配慮し被影響住民のジェンダープロファイルの正確な把握に努めると共に、損失資産の補償についても女性のみが不利益を受けないよう配慮する。

（6）設計基準

本事業において道路・フライオーバーの設計を行う前提として、バングラデシュ国内の道路・フライオーバーに関する規則・基準等を整理し、RHDが国道・地方道路で採用しているAASHTO、British Standardsや我が国の道路構造令等基準との比較検討を行った上で、本事業における採用基準を明らかにする。

整備方式の選定に際しては、現地状況に即した環境影響や地域での利便性等の判断に加え、維持管理の容易さや、モンスーン等の過酷な気候条件や大規模地震にも耐えうる耐久性と耐震性等にも配慮すること。

道路舗装設計に際しては、地質性状／路床強度、地下水の影響及び使用材料の性状の適切な把握、排水性能、マタバリ港からの貨物輸送のための大型車交通量予測と軸重分析による累積軸重の安全側での設定、塑性変形抵抗性を考慮した路面設計等に留意する。

（7）関連調査・計画

事業の背景・必要性についての確認・整理にあたっては、バングラデシュ政府の道路網整備計画に加え、JICAによる「バングラデシュ国マタバリ港開発事業協力準備調査」等も参考にする。

（8）適用可能な技術の確認・検討

適用する施工方法については、バングラデシュ政府のニーズ及び意向、並びに実施機関の維持管理能力等を十分に把握した上で、適用可能なあらゆる技術の比較検討を行い、本事業へ適用すべき技術を提案する。適用可能な技術の詳細につ

いては随時 JICA から情報提供・作業依頼を行う可能性があり、かかる依頼を受けた場合には対応すること。また、新技術の採用にあたっては、バングラデシュ側関係機関職員を対象とした研修／現地ワークショップの企画・実施を行う。

(9) 雨季の考慮

自然条件調査、ベースライン調査の実施時期については、雨季（6～9月）を考慮した工程を提案する。

(10) 広報・メディア対応補助

本事業は、マタバリ港開発事業及び The Bay of Bengal Industrial Growth Belt(BIG-B)に関連する大規模インフラ案件であることから、バングラデシュ政府及び日本政府の関心も高い。よって、両国向けに効果的な広報戦略とメディア対応を行うことが重要となる。このため、JICA が行う広報・メディア対応に対し、資料作成等の補助を行う。補助に際しては、政治的リスクや誤解などを避けるべく、想定ターゲットに応じた適切な表現に最新の注意を払うとともに、わかりやすい表現を常に工夫すること（専門用語を避ける等）。加えて、コスト等調査内容、政府の内部情報等、取扱いに注意が必要な情報の管理は徹底すること。

(11) 迅速化提案

開発途上国側の更なる迅速化への要望に応えるため、プロポーザルにて事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(12) JICA 本部への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果含む。）について先方政府に提示する場合には、JICA 本部に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。また、打合せ簿を受注者にて作成し、監督職員が確認を行う。

(13) 工事安全対策

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に借入国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応を取るべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(14) 安全対策

本事業サイトについては、外務省海外安全情報がレベル2の地域（または、渡航措置が JICA 安全管理部承認事項となっている地域）に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分検討する。計画内容の策定に当たっては、機構の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業において必要と考えられる安全対策案を検討し提案するとともに、調査の過程においては随時十分当機構と協議すること。

8. 調査の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

【現況の確認】

(1) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) ADB 支援により実施された F/S 及びマタバリ港開発事業準備調査等の既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、バングラデシュ側実施機関である RHD 及び道路交通橋梁省道路交通高速道路局 (RTHD) 並びに PPP 庁に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) プロジェクトの背景・必要性についての確認・整理

- 1) バングラデシュにおける道路網整備事業に係る上位計画（道路マスタープラン（2009 年）、バングラデシュ政府の 5 ヶ年計画、国土交通計画、複合一貫輸送政策等）を確認する。
- 2) バングラデシュにおける道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象道路の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。
- 4) バングラデシュの道路セクターにおける、JICA、他ドナー及び国際機関の協力実績・予定を確認する。

(3) 対象道路及び周辺地域の現況調査と課題の抽出

- 1) マタバリ港アクセス道路と N1 接続部分を含む N1 のチャカリアーチッタゴン間（この区間を本事業の対象区間とする）において現地踏査を行い、道路状況（幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間、単位通行車両数あたりの交通事故発生件数等）について把握する。
- 2) 対象区間周辺地域の道路・橋梁案件の進捗及び将来計画、ソフトインフラ（過積載取締り、通関改善等）の整備状況等、プロジェクトを実施する上で留意すべき点を確認する。
- 3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象区間における現状の課題を抽出する。

【概略設計の実施と事業効果の確認】

(4) 交通量調査及び将来交通量の予測

- 1) 対象区間の将来交通量を予測するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、対象道路及びその周辺道路において交通量観測を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。
具体的な交通調査の細目については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとするが、以下の項目は最低限網羅すること¹。

¹ 具体的な交通調査の細目については、コンサルタントがプロポーザルで提案する。

ア) 交通量観測（各地点 24 時間平日 2 日及び休日 1 日、方向別、時間帯別、車種別）

イ) 路側 OD 調査（12 時間平日 2 日及び休日 1 日、方向別、時間帯別、車種別）

ウ) 旅行時間調査（朝昼夕夜の 4 往復を平日 2 日及び休日 1 日）

エ) 軸重調査（12 時間平日 2 日及び休日 1 日、大型車種別）

オ) 支払意思額・支払可能額調査（所得階層別、二輪車・四輪車保有の有無を含む）。ただし本項目については社会調査（ベースライン調査）にて対応可能とする。

2) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。

ア) 事業対象地域の開発計画

イ) 事業対象地域の社会経済指標（所得階層別人口動態、二輪車・四輪車保有率動向等を含む）

3) 事業対象区間の将来交通量（開発交通量、誘発交通量及び転換交通量を勘案）を予測する。

(5) 代替案の設定・支援対象区間の選定

1) (2)～(4)の結果を踏まえ、整備候補地点の必要性、優先度を確認する。

2) 各地点の整備方針（フライオーバー及びバイパス道路の建設並びに交差点の改良等）の代替案を検討し、定量的・定性的に評価する。

(6) 自然条件調査

上記最適案の選定を踏まえ、本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。ADB の支援によりバングラデシュ側が実施した F/S においても、関連するデータが取得されているので、極力既存のデータを活用する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める²。

1) 気象調査及び水理・水文調査（二次データの収集・解析）

2) 地形調査

対象：新設道路区間及びその他線形改良区間、及びフライオーバー架設箇所

・基準点測量（最大 150km）

・水準測量（最大 150km）

・航空測量（空中写真測量またはレーザー測量）

・深淺測量（橋梁架橋地点のみ。ロハガラ、チャカリアの 2 地点を想定。）

・地籍調査（道路中心予定線から左右 75m、計 150m 程度、デジタイズ・座標変換を含む）

3) 地質調査

対象：新設道路区間、橋梁建設区間及びフライオーバー架設箇所

・ボーリング調査（架橋予定地点の場合 4 本／橋、フライオーバー予定地点の場合 100m 毎本。深さ 30m 程度を想定。）

・標準貫入試験（1m 毎）

² 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。上記項目以外に必要なと判断される自然条件調査は、併せてプロポーザルで提案すること。

- ・ CBR 試験（新設道路・線形改良予定区間において 500m 毎、土取り場において一か所当たり 3 試料を想定）
- ・ 土質試験一式

（7）対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン調査）

本事業が事業対象地域の住民に与える効果、インパクトを把握するため、対象地域のコミュニティ社会調査を行い、各対象コミュニティの置かれている現状（人口、世帯数、収入、生計手段・就業形態、公共インフラ整備、教育、保健、利用交通手段、支払意思額／支払可能額等）を確認する。調査は可能な限り男女別に集計を行い、男女別の状況の変化が確認できるよう配慮する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

（8）プロジェクトの計画概要

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

1）主要施設の内容

計画の対象となるフライオーバー・バイパス道路、交差点について、その主要な諸元を計画する。

円借款事業として対象とする施設を限定する可能性があることから、主要施設については、先方実施機関とも協議の上、優先順位付けを行う。

2）コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）の内容とその規模（業務人月）について、計画する。

（9）概略設計

1）道路・交差点の平面設計（1/1,000）、縦横断設計（20mピッチ）（※設計精度±5cm程度）

2）フライオーバー設計・橋梁設計（上部工・下部工・基礎工の概略構造計算を含む）

3）道路舗装設計（軟弱地盤対策工等を含む）

4）道路施設設計（小構造物、排水、付帯施設等を含む）

5）斜面对策計画・設計

6）全フライオーバー・橋梁・バイパス道路の一般図の作成

7）全フライオーバー・橋梁・バイパス道路の完成予想図

8）フライオーバー・橋梁・斜面对策の実施予定地点と各地点で適用される工法（本邦優位技術、素材の採用についても留意すること）

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

（10）施工計画

概略設計された施設について施工計画を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

なお、本事業の技術的な制約等を鑑み、施工を見据えた概略設計・施工計画を作成する。その際に、本事業に関連して工事段階で必要となる、建設ヤード、採石場、土取場、ベースキャンプ、仮設アクセス道路等の関連施設については、位置、規模等の概略を確定し、施工計画に盛り込むこととする。

(1 1) 実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA 及び簡易住民移転計画の作成・承認、用地取得、事業計画（DPP）承認、実施体制の確立タイミング等）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(1 2) 事業実施体制

バングラデシュで実施されている、類似業務（道路・橋梁の整備事業）における実施体制や制度などを調査・把握し、本事業実施に必要な実施体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。また、PPP 庁についても以下の 4）以外の項目について調査し、情報を整理する。

- 1) 事業実施体制の確認（PIU：Project Implementation Unit 及びステアリングコミッティの設立等）
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

(1 3) 運営維持・管理体制

対象のフライオーバー・橋梁及びバイパス道路、交差点等の運営・維持管理は、通常 RHD が実施しており、以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。また、事業実施体制及び維持管理体制に係る調査の結果を踏まえ、建設事業のコンサルティング・サービスを通じた技術支援の可能性についても検討する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

(1 4) PPP 事業に係る情報収集

隣接する PPP 事業について以下の項目について情報を収集し、同事業との関係において本事業実施上の留意点を整理する。また、かかる情報収集の結果を踏まえ、本事業で建設する施設を PPP 事業者が運営・維持管理を行う場合も含め検討する。その際、PPP 事業者が本事業で建設する施設を運営・維持管理するために必要となる手続きや、PPP 事業者の契約期間終了後の運営・維持管理体制についても整理する。

- 1) 事業概要
- 2) 事業実施スケジュール
- 3) 事業実施体制
- 4) 供用施設の維持管理体制

(15) 3次元モデルを用いた CIM データの活用 (詳細度 200 程度)

本調査については、3次元モデルを用いた CIM データを活用して調査を行うことを想定している。自然条件調査、概略設計、事業実施計画の策定など CIM が有効に活用できる全ての検討項目に適用すること³。

(16) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクトの概略事業費については、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. フロントエンドフィー
- f. コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)
- g. その他 1 (融資非適格項目)
 - ① 用地補償等
 - ② 関税・税金
 - ③ 事業実施者の一般管理費
- h. その他 2
 - ① 移転地整備にかかる費用
 - ② 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ③ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出するコスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 WindowsOS (10 以上)、32bit 版 Microsoft Office (2016 以上) を推奨。Macintosh は推奨しない。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参

³ 適用の範囲については、プロポーザルで提案すること。

照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

6) 類似案件との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやバングラデシュ政府等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、上記で実施した概略事業費の妥当性を示す資料として同時に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(17) インタリム・レポートの作成・協議

6. (2)～(15)の調査項目の結果、及び(16)1)g.とh.を除いた概略事業費の積算を含むインタリム・レポートを作成し、RHD、RTHD 及び PPP 庁と十分に協議・確認する。

(18) 環境社会配慮

- 1) バングラデシュ政府の環境法令及び「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン (2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2017年4月)」に基づくこととする。バングラデシュ環境法令上環境アセスメント報告書の提出が必要となる場合は、環境アセスメント報告書の作成支援を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン (2010年4月) <参考資料>の環境チェックリスト案、モニタリングフォーム案を作成する。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等⁴

⁴ JICA環境ガイドライン上、環境カテゴリがB、CもしくはFIであり、相手国法によりEIAの承認が義務付けられている事業について、JICAが事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に

- ・ JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

ウ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

カ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

キ) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)(案)の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(19) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下1)~12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017 年 4 月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実

施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、概略設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(20) プロジェクト実施に当たっての留意事項

円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項（工事中の安全管理、リスク分析を含む）を整理する。

特に、審査段階及び案件監理段階において発生しうるリスク事項の特定及び対応策をまとめ、別途 JICA が提供するリスク管理シートの様式にて作成のうえ、JICA に提出する。事業リスクについては、リスク軽減策とそのアクションプランを提案し、本業務においてバングラデシュ政府と十分協議、確認すること。また、調達方法のあり方についても、以下の項目について考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

1) バングラデシュにおける当該類似業務の調達事情

- ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- ・ 現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

3) コンサルタントの選定方法

- ・ International Consultants の採否 等

4) 施工業者の選定方針

- ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・ LCB : Local Competitive Bid の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

(21) 経済・財務分析及び運用・効果指標の検討

本事業を 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、事業完成後約 2 年を目途とした目標年の目標値を設定する。加えて、これら指標のモニタリング手法及び体制について提案する。

また、定量的指標として経済的内部収益率（EIRR）を算出する。算出にあたっては、JICA から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠するとともに、JICA が確認できるよう、算出過程をエクセルデータ等で確認できるようにしておくこと。

なお、本事業については、定量的指標（運用・効果指標）として、対象区間における①年平均日交通量、②平均移動所要時間、③旅客数、④貨物量、⑤年間交通事故発生割合、並びに⑥マタバリ港におけるコンテナ取扱量、⑦マタバリ港に

おける一般・バルク貨物取扱量等を想定している。加えて、対象地域の物流及び投資の促進、並びに渋滞緩和による温室効果ガス排出量の削減等の効果についても、定性的指標を検討する。

(22) 気候変動対策の検討

代替案を検討する際には、環境社会配慮面への影響をクライテリアの1つとして検討すること。また、交通渋滞の緩和による気候変動緩和効果（温室効果ガス排出削減量）の推計または適応策の検討においては必要に応じて「JICA気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）」を用いること。

(https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)

(23) 治安に関する安全対策計画の作成

事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について先方治安当局及び実施機関等との協議を経て計画する。計画案については先方政府に説明する。また、先方の脅威認識、安全対策案を確認する。

(24) 本邦招へい実施支援

当該事業の実施に係る我が国の技術、制度、運用等について、バングラデシュ国政府関係者等への理解を深め、今後の円滑な案件形成に資することを目的として、1週間程度、バングラデシュ国政府関係者等の本邦招へいを実施する。招へい人数は10人程度を想定する。

受注者は、当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

1) 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招へいカリキュラムの作成

招へい実施2か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

上記2) のカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招へいに係る関連資料の作成

上記2) のカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を作成する。

5) 被招へい者への来日前説明への支援

被招へい者への来日前説明は、JICA が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐する。

6) 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

7) 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

(25) 広報資料の作成

JICA が行う広報資料を作成する。資料には、完成予想の CG 映像も含める。本業務については、国内再委託にて実施することを認める。

(26) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、バングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(27) 準備調査報告書の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、4) 準備調査報告書とし、提出期限は2020年6月30日とする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査の内容」を参照。

各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

2) インテリム・レポート

記載事項：事業の背景・経緯、対象道路の現況調査と課題の抽出、協力対象区間の特定及び各サブプロジェクトの優先順位設定等

提出時期：調査開始 3.5 ヶ月以内を目処

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 9 ヶ月以内を目処

部 数：和文 8 部、英文 10 部（簡易製本）

4) 準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ側コメント提出から 1 ヶ月以内

部 数：和文 6 部、英文 10 部（製本）、CD-R 10 部

(2) その他の提出物

先方政府機関との面談については議事録を作成し、速やかに発注者に提出すること。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路分野の円借款事業における概略調査・詳細設計・実施監理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／事業計画

➤ 橋梁計画・上部工設計

➤ 道路計画／安全管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／事業計画）】

a) 類似業務経験の分野：道路分野の円借款事業における概略調査・詳細設計・実施監理

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 橋梁計画・上部工設計】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁・上部工の設計・施工業務
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国
- c) 語学能力：なし

【業務従事者：担当分野 道路計画／安全管理】

- a) 類似業務経験の分野：各種道路計画に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及びその他途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019年7月中旬より業務を開始し、2019年10月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2020年3月中旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2020年6月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。また、インセプション・レポート、インテリム・レポート及び準備調査報告書（ドラフト）の作成に当たっては、作成前にRHD、RTHD、PPP庁及びBUETと各時点での調査結果及びその後の調査内容・計画について十分に協議し、RHDが本事業とPPP事業の調整に必要な情報を提供するとともに、調整のための本調査の調査項目の変更の要否について検討すること。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 30.00 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／事業計画（2号）
- ② 橋梁計画・上部工設計（3号）
- ③ 道路計画／安全管理（3号）
- ④ 橋梁下部工設計／自然条件調査Ⅰ（地質・軟弱地盤対策）
- ⑤ 自然条件調査Ⅱ（地形・水理・水文）
- ⑥ 交通量調査／需要予測
- ⑦ 積算／調達・施工計画
- ⑧ 運営・維持管理／PPP連携
- ⑨ 環境社会配慮（自然環境）
- ⑩ 環境社会配慮（社会環境）／住民移転計画
- ⑪ 経済財務分析
- ⑫ 招へい計画

(3) 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタント等に再委託して実施することを認めます。

必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、再委託経費又は特殊傭人費（一般業務費）として計上してください。

- ① 交通調査及び将来交通量の予測
- ② 対象地域のコミュニティに係る社会調査（ベースライン調査）
- ③ 自然条件調査
- ④ 環境社会配慮に関する各種業務

(4) 対象国の便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、適宜現地の状況や先方政府へのヒアリングが必要であるなど、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA 南アジア部またはバングラデシュ事務所に連絡・協議すること。

(5) 安全管理（実質的な行動規範が策定されている国・地域のみに限る。）

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

（渡航前）

機構が行う安全対策研修・訓練の受講：

本事業の業務従事者のうち、必ず 1 名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

外務省「たびレジ」への登録：

全業務従事者が各自登録を行うこと。

機構事務所への連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。

また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

（渡航後）

バングラデシュ到着後、速やかに機構事務所によるブリーフィングを受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保

- (可能な限り複数)し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン等)に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については、機構バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を同事務所に提出して承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。
 - 4) 宿泊場所は、機構バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテル(現在ダッカ市内に12か所を指定している)に限定する。
 - 5) 現地調査中の執務室については実施機関が提供する施設を想定しているが、機構の安全基準を満たす必要があるため、機構バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。
 - 6) ダッカ市外への訪問は、機構バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、機構バングラデシュ事務所に相談すること。
 - 7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
 - 8) 現地滞在期間は必要最小限とする。また、バングラデシュの発着便は、金曜日午後及び宗教上の記念日に空港・市内間の移動を要する時間帯を極力避けることとする。
 - 9) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
 - 10) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、機構バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる(要すれば契約額の増額を協議する)。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 関連資料等

(1) 配布資料

- ・安全対策ガイダンス
- ・IRR算出マニュアル
- ・環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）

(2) 公開資料

Matarbari Port Development Project Preparatory Survey Volume 1 to 6」

https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/category_a_b fi.html)

(3) 配布資料 (ハードコピーの個別配布)

以下の資料については、取り扱いに注意が必要であるため、電子データによる配布は行わず、希望者にハードコピーを配布します。希望者は、ICA 南アジア部南アジア第四課 (03-5226-8677 4rtd4@jica.go.jp) までご連絡ください。

・ Consultancy Services for Feasibility Study and Detailed Design of Roads and Bridges under SRTPPF (Roads - Package 2)

6. その他

(1) 業務評定の試行実施

本調査においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について (平成 30 年 1 月 4 日付国官技第 187 号)」に準じた業務成績評定を試行します。試行であるため評定結果は受注者に通知しません。

なお、JICA のコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html) 。

別紙：プロポーザル評価

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／事業計画</u>	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○計画</u>	()	(11.00)
ア) 類似業務の経験		4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：橋梁計画・上部工設計	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：道路計画／安全管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 業務名称 | チッタゴンーコックスバザール道路整備事業準備調査 |
| 2 対象国名 | バングラデシュ国 |
| 3 履行期間 | 2019年7月〇〇日から
20〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 4 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員：南アジア部南アジア第4課の課長
- (2) 分任監督職員：なし

（契約の分割）

第〇条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

（契約約款の変更）

第4条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算

第5項第1号を削除する。

(共通仕様書の変更)

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

(1) 第9条 業務関連ガイドライン

「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS対応新方式)(2019年4月)」を挿入する。

(2) 第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

【オプション】

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成

(中間成果品：第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-